平成２６年（フ）第３５６号
和歌山市今福３丁目２番22号　クラウンハイツ103号
債務者　杉浦　恵理
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３６２号
和歌山市栄谷60番地　栄谷団地７棟１Ｆ150号
債務者　中東美津男
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２６号
和歌山県日高郡由良町大字里59番地の７
債務者　山本　光子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２６年（フ）第１２１号
山口県宇部市錦町５番３－401号、従前の住所山口県下関市上新地町２丁目２番13号
債務者　杉村　恭子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第４号
北海道室蘭市栄町１丁目13番７号、前住所千葉県袖ヶ浦市蔵波台３丁目３番地２　富士防錆寮内102号
債務者　堀井　信之
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第４号
北海道帯広市西16条北２丁目６番11号　コーポ北伸２Ｆ10号
債務者　尾上　裕乃
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３２７号
盛岡市上田１丁目20番２号
債務者　壽　由紀子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３号
盛岡市緑が丘４丁目７番26号
債務者　上野理恵子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２７３号
長崎県長崎市目覚町５番21号　ハイツメディア203号
債務者　近藤美津子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
青森県八戸市大字新井田字風渡13番地
債務者　中村　悦子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第６５７号
仙台市太白区西多賀５丁目20番１号　長谷アパート201
債務者　石井　宏直
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６８１号
仙台市泉区住吉台東５丁目３番地の１
債務者　齋藤喜榮子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２９号
秋田県由利本荘市石脇字田尻29番地　松涛団地83棟５号
債務者　柴田　成彦
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第２２５号
茨城県古河市中田新田34番地８　県営７－４－４
債務者　古澤　紀子（旧姓末廣）
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２３２号
茨城県古河市中田新田45番地
債務者　野口　幸男
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２３８号
茨城県筑西市西保末90番地２
債務者　坂田　秀子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２４１号
茨城県常総市古間木1820番地13
債務者　倉持　茂夫
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部